

錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>○錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱 平成22年3月31日告示第22号 第1条～第3条 (略)</p> <p>(最低制限価格の設定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格は、設計額の算出基礎となった次の各号に掲げる費用(1円未満切り捨て)を加算した額を設計額で除し、その除して得た比率を、予定価格に乗じて得た額とする。ただし、当該額が予定価格の<u>75パーセント</u>に満たない場合は、予定価格のうち消費税相当額を除いた額に<u>75パーセント</u>を乗じて得た額(1円未満切り上げ)に消費税相当額を加算した額を、また、予定価格の<u>92パーセント</u>を超える場合は、予定価格のうち消費税相当額を除いた額に<u>92パーセント</u>を乗じて得た額(1円未満切り捨て)に消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費相当額に10分の9.0を乗じて得た額 (3) 現場管理費相当額に10分の9.0を乗じて得た額 (4) 一般管理費相当額に10分の6.8を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認める場合は、<u>75パーセントから92パーセント</u>までの範囲内で定めた割合を工事価格に乗じて得た額に消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○錦江町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱 平成22年3月31日告示第22号 第1条～第3条 (略)</p> <p>(最低制限価格の設定方法)</p> <p>第4条 最低制限価格は、設計額の算出基礎となった次の各号に掲げる費用(1円未満切り捨て)を加算した額を設計額で除し、その除して得た比率を、予定価格に乗じて得た額とする。ただし、当該額が予定価格の<u>70パーセント</u>に満たない場合は、予定価格のうち消費税相当額を除いた額に<u>70パーセント</u>を乗じて得た額(1円未満切り上げ)に消費税相当額を加算した額を、また、予定価格の<u>90パーセント</u>を超える場合は、予定価格のうち消費税相当額を除いた額に<u>90パーセント</u>を乗じて得た額(1円未満切り捨て)に消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>(1) 直接工事費相当額に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費相当額に10分の9.0を乗じて得た額 (3) 現場管理費相当額に10分の9.0を乗じて得た額 (4) 一般管理費相当額に10分の6.8を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認める場合は、<u>70パーセントから90パーセント</u>までの範囲内で定めた割合を工事価格に乗じて得た額に消費税相当額を加算した額とする。</p> <p>第5条 (略)</p>